

# 給与規程の一部改正

奥州商工会議所

変更の事由を記載した書面

1. 給与規程第5条（給料表）第1項の改正について

【変更理由】

最低賃金の改正に伴う初任給の引き上げをはかるため。

(注) アンダーラインは変更部分

旧条文	新条文
<p>第5条 (略)</p> <p>(1) 大学卒業者及びこれと同等の資格を有する者 1級17号給(167,300円)</p> <p>(2) 短大卒業者及びこれと同等の資格を有する者 1級9号給(156,200円)</p> <p>(3) 高校卒業者及びこれと同等の資格を有する者 1級1号給(147,400円)</p>	<p>第5条 (略)</p> <p>(1) 大学卒業者及びこれと同等の資格を有する者 1級17号給<u>(171,200円)</u></p> <p>(2) 短大卒業者及びこれと同等の資格を有する者 1級9号給<u>(161,500円)</u></p> <p>(3) 高校卒業者及びこれと同等の資格を有する者 1級1号給<u>(160,000円)</u></p>

附 則

1. 第5条（給料表）第1項の改正規則は令和6年4月1日から施行する。